

令和2年10月22日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第65号）

【ポイント】

○日本人が新型コロナウイルス感染の疑い（発熱，咳，息切れ，呼吸困難の症状）がある場合の対応について、保健省に照会したところ、まずは私立病院で診療を受け、容体により国公立病院に転院されるとの回答がありました。

○当地の主要私立病院より聴取した入院手続き等は、以下本文2のとおりです。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 日本人が新型コロナウイルス感染の疑い（発熱，咳，息切れ，呼吸困難の症状）がある場合の対応については、領事メール（3月20日第19号、同29日第25号）でお伝えしましたが、現在の感染拡大の状況を受けて、当館より改めてオマーン保健省コールセンター（電話2444-1999）に対して、患者搬送及び治療について照会したところ、以下の回答がありました。

○外国人の場合は、まずは私立病院で診療を受け、患者の容体が悪い場合には国公立病院に転院することになる。

○救急車を待つより、家族の者などが自家用車等で患者を病院に連れていくほうが早い。患者にはマスク等を装着し感染予防策を徹底したうえで、後部座席に座らせ、窓は全開とする（オマーン王立警察（ROP）手配の救急車は私立病院には搬送しない）。

2 上記1を受けて、当館より当地の主な私立病院に新型コロナウイルス感染患者の搬送及び治療について照会したところ、以下の回答がありましたので、ご参考までにお知らせ致します。

○ Muscat Private Hospital: Bousher 地区, 電話 2 4 5 8 - 3 7 9 1

* 診療は24時間受付。

* 救急車の利用不可。

* 患者の受け入れは可能であるが、患者の病状に基づき、医師が入院を決定（コロナ患者専用ICUを有していないので、重症患者の受け入れは不可）。

* 患者は隔離室に収容。

* 入院手続きには、旅券、オマーン・レジデントカード、保険証が必要であるほか、寝巻、タオル等必要なものを患者が用意。

* 治療・入院費を加入保険会社が支払う場合には、保険対象となっていることを明示。

○ Kims Oman Hospital : Darsait 地区, 電話 9 9 3 6 - 4 5 2 6

* 診療は24時間受付。

- * 救急車の利用は可能（有料）。
- * 患者の受け入れは可能であるが、患者の病状に基づき、医師が入院を決定（コロナ患者専用 ICU を有していないので、重症患者の受け入れは不可）。
- * 患者は隔離室に収容。
- * 入院手続きにはオマーン・レジデントカード、保険証が必要、他のものは病院が提供。
- * 治療・入院費を加入保険会社が支払う場合には、保険対象となっていることを明示。

○ Burjeel Hospital: Al Khuwair 地区, 電話 9 1 3 0 - 8 1 0 4

- * 診療は 2 4 時間受付。
- * 救急車の利用は可能（有料）。
- * 重症患者の受け入れは可能であるが、患者の病状に基づき、医師が入院を決定（ICU 保有）。
- * 患者は隔離室に収容。
- * 入院手続きにはオマーン・レジデントカードが必要であるほか、寝巻、タオル、携帯電話充電器の持参をすすめる（他のものは病院が提供）。
- * 治療・入院費を加入保険会社が支払う場合には、保険対象となっていることを明示。

○ Badr Al Samaa Hospital: Ruwi 地区, 電話 2 4 7 9 - 9 7 6 0

- * 診療は 2 4 時間受付。
- * 救急車の利用は可能（有料）。
- * 患者の受け入れは可能であるが、患者の病状に基づき、医師が入院を決定（現在、ICU は満室）。
- * 患者は隔離室に収容。
- * 入院手続きには、旅券、オマーン・レジデントカード、保険証が必要であるほか、寝巻、タオル等必要なものを患者が用意。
- * 治療・入院費を加入保険会社が支払う場合には、保険対象となっていることを明示。

3 10月12日～21日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、10月11日に685件、12日に638件、13日に563件、14日に520件、15日～17日に1,657件、18日に641件、19日に439件、20日に451件の新規感染を記録し、10月20日までの累積感染症例数は111,484件（死亡件数は1,137件、治癒件数は97,367件、治癒率87.3%）、20日の入院件数は480件（新規47件、ICU198件）です。

4 成田空港では8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。
○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続きについて）

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関する Q&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーンリアル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>